

## 職員の処分について

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり懲戒処分を行いました。

### 記

#### 1 被処分者

たつの消防署 消防士長 男性 30代

#### 2 処分内容

戒告

#### 3 処分日

令和5年2月8日

#### 4 事案の概要

被処分者は、令和5年1月に法定速度違反による免許停止処分を受けたもので、過去の違反歴を調べるために累積点数等証明書の提出を求めたところ、令和3年10月に報告を受けていない免許停止処分歴があることが判明した。

摘発等の報告を懈怠したことは、服務規程及び安全運転管理規則に定める報告義務に反するものであり、また、緊急自動車を運転する立場にありながら、運転免許停止処分を繰り返し、公務に重大な支障を及ぼしたことは重大な信用失墜行為である。

よって、被処分者を懲戒処分（戒告）とし、関係法令の遵守を促すとともに、公私を問わず安全運転に努めるよう猛省を促すものである。

さらに、被処分者に対する管理監督上の責任が全うできていなかったものとして、被処分者の上司である管理職員2名（分署長・署長）に対し、嚴重注意処分とした。

#### 5 消防長のコメント

組織一丸となって、交通違反・事故防止に取り組んでいたところ、このような事案が発生したことにより、住民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

今一度、消防職員に求められる厳正な服務規律の確保や法令遵守とともに、高い倫理観に基づき行動するよう意識改革を徹底し、住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。